

「国民健康保険医療費のお知らせ」について

半田市国保年金課から国保加入者にお送りしている「国民健康保険医療費のお知らせ」（医療費通知）が、平成29年分以降の所得税の確定申告書及び平成30年度以降の市民税・県民税申告書に添付する医療費控除の明細書として使用できることになりました。なお、医療費通知の再発行はいたしかねますので、大切に保管してください。

■医療費控除の明細書について

次の場合は、医療費通知とは別に、領収書に基づいて医療費控除の明細書を作成し、申告書に添付する必要があります。

- ・医療費控除の対象となる支払いで、医療費通知に記載されていないものがある場合
- ・11月及び12月の医療費の支払いで、医療費控除の対象となるものがある場合（医療費通知の発送が翌年3月下旬となるため）

※申告者自身が作成した明細書を申告書に添付する場合は、領収書を確定申告期限から5年間保存する必要があります。

■自己負担額について

医療費通知の「自己負担額」欄に記載されている金額と、実際に負担した金額が異なる場合（公費負担医療や高額療養費がある場合など）は、

「自己負担額」欄に記載されている金額を、申告者自身が訂正して申告する必要があります。

■問い合わせ

- ・医療費控除の申告に関すること
半田税務署 ☎②3141（自動音声案内）
- ・医療費通知に関すること
国保年金課 ☎⑧0662

国民健康保険税の納税が困難な方へ

退職等により所得が前年と比べて10分の7以下に減少する方、母子・父子家庭医療費受給者証をお持ちの方で所得割額のある方などに対して、国民健康保険税の減免制度があります。減免の事由によって、必要な書類及び申請期限があります。詳しくは、国保年金課へお問い合わせください。

■問い合わせ
国保年金課 ☎⑧0661



平成30年度男女共同参画社会推進事業補助金

男女共同参画社会推進事業を募集します。

■対象となる事業・補助金額

市民活動団体、自治区または企業が市内において実施する、男女共同参画社会推進に関する事業

対象事業	補助金の額	補助金交付事業例
大規模な啓発事業 (参加人数が概ね300名以上)	1事業につき事業費の2分の1以内の額 (上限15万円)	・男女共同参画を推進するためのフォーラム、映画上映会 など
講座、セミナーなどの啓発事業	1事業につき 上限4万円	・子育て支援講座 ・介護に関する講座 ・男女共同参画推進セミナー ・健康づくりに関する講座 など
広報紙などの発行による啓発事業	1事業につき 上限2万円	・DV根絶啓発パネルの作成 ・男女共同参画広報紙 など

※上記のほか、男女共同参画社会の普及、啓発事業に対して補助します。
詳しくは、市民協働課へご相談ください。

■交付決定

申請の内容を審査し、4月中旬までに結果を通知します。

■申込み

1月15日(月)～3月9日(金)に指定の申請書を郵送(当日必着)または市民協働課へご提出ください。
〒475-8666
半田市東洋町2-1

※申請書は、市民協働課及び市ホームページにあります。

■問い合わせ

市民協働課 ☎⑧0609

密輸情報の提供にご協力を

税関では、市民のみなさんに密輸情報提供をお願いしています。左記のような出来事がありましたら、すぐに情報提供をお願いします。

◇あまり親しくない人に、外国から荷物が届くので名前と住所を貸してほしいと頼まれた。

◇海外渡航先で、よく知らない人から中身の分からない荷物を預かった。

◇海外旅行の飛行機の中で、隣の人から脂汗をかいいて食事を摂っていた。

◇お礼はするからと、何かを日本に持っていくように依頼された。

■問い合わせ 税関密輸ダイヤル(24時間受付・フリーダイヤル)
☎0120-4611961